

一般社団法人 日本ゴールボール協会
公認審判員制度細則

第1章 総則

(目的)

第1条

本細則は、国内におけるゴールボール競技の普及・発展に寄与する審判員の育成並びに技術の向上を図るため、一般社団法人日本ゴールボール協会（以下、「本協会」という）に登録されたゴールボール競技の審判員ならびゴールボール競技の審判の指導者（以下、「ゴールボール審判指導者」という）の資格及び地位に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 公認審判員

(種類)

第2条

本協会における公認の審判員は次の4つとする。

(1) A級レフェリー

国内大会におけるレフェリー業務ないしオフィシャル業務（スコア、タイマー、ゴールジャッジ）を担当する。

レフェリークリニック及び年に1度、勉強会（レフェリー向け）を指導、開催する。

(2) B級レフェリー

国内大会におけるレフェリー業務ないしオフィシャル業務を担当する。

オフィシャルクリニックを指導する。

(3) C級レフェリー

国内大会におけるレフェリー業務ないしオフィシャル業務を担当する。

(4) オフィシャル

国内大会におけるオフィシャル業務を担当する。

(技能の区分)

第3条

本協会は、各区分の審判員の技能について次のとおり認定する。

(1) A級レフェリー

(ア) ゴールボール審判指導者として、B級以下のレフェリークリニックを担当し、ゴールボール審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者

(イ) 本協会主催大会ならびに共催大会（以下、「公式大会」という。）において、大会実行委員として大会運営に寄与できる技能を有する者

(2) B級レフェリー

(ア) ゴールボール審判指導者として、オフィシャルクリニックを担当し、オフィシャルの指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者

(イ) 公式大会において、大会実行委員として大会運営に寄与できる技能を有する者

(3) C級レフェリー

公式大会の審判を行う技能を有する者

(4) オフィシャル

公式大会のオフィシャル業務を行う技能を有する者

第3章 資格の認定

(資格の認定基準)

第4条

本協会は、各区分についてそれぞれ次に定める資格を有する者から認定の申請を受け、本協会の理事会において承認された者を、各区分の公認審判員として認定する。

1. A級レフェリーは、B級資格を有し、B級レフェリーとして5年以上活動した者。
2. B級レフェリーは、C級資格を有し、C級レフェリーとして3年以上活動した者で、かつ本協会主催のB級レフェリークリニックを受講した者。
3. C級レフェリーは、オフィシャルの資格を有し、オフィシャルとして2年以上活動した者で、かつ本協会主催のC級レフェリークリニックを受講した者。
4. オフィシャルは、満18歳以上であり、本協会主催のオフィシャルクリニックを受講した者。

(認定期間)

第5条

各公認審判員の認定期間は、次のとおりとする。

- (1) 資格を新規に取得した者は、認定月日から当該年度末（3月31日）までとする。
- (2) 資格を更新した者は、4月1日から当該年度末（3月31日）までとする。

第4章 登録及び更新

(資格の新規登録)

第6条

1. 本協会から新規に資格の認定を受けた審判員は、本協会に所定の登録料を納付して新規登録の事務手続きを行わなければならない。
2. 本協会登録料の金額は、3,000円とする。

(資格の更新)

第7条

更新条件を満たした公認審判員が、その資格を更新するときは、登録証に活動実績を記入し、当該年の2月末日までに審判員制度運営委員会へ送付のうえ、3月末日までに更新料を納付しなければならない。

(資格の不更新)

第8条

当該年度内に審判員としての所定の活動や更新の手続きがない場合、次の年度は公認審判員の資格が付与されない。

2 前項の場合、当該年については各資格条件の年数に加算されない。

(再登録)

第 9 条

更新条件を満たせず、認定資格を失効した者は、再認定レフェリークリニックを受講し、再登録によって、現任の級にとどまることができる。

(資格の昇級)

第 10 条

昇級条件を満たした公認審判員が昇級の登録をするときは、所定の認定料を納付し、かつ本協会の主催する各級のレフェリークリニックへの受講のうえ認定を受けなければならない。

(資格の降級)

第 11 条

公認審判員の資格を有している者が、その審判技能が著しく低下した場合または公認審判員として果たすべき義務を著しく怠った場合、本協会は、理事会の審議を経て、その審判員の降級を行う。

(認定資格の失効)

第 12 条

公認審判員は、ハラスメント、反社会的勢力との関わりや犯罪を起こしたことその他の事由により、本協会の理事会が失効を相当であると認めた場合、審判資格を失効する。

第 5 章 附則

(令和 4 年度における認定方法)

第 13 条

令和 4 年度の A 級レフェリー、B 級レフェリー、C 級レフェリーの資格については、各審判員の実績に基づく自己申告により申請し、審判員制度運営委員会の審議を経て理事会の承認を得て認定することとする。

(令和 4 年度の認定期間)

第 14 条

本則第 6 条の規定に順じ、認定日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(試行期間)

第 15 条

本細則は、令和 5 年 3 月 31 日までを試行期間とし、令和 5 年 4 月 1 日からの本格実施に向けて本細則の見直しを行っていく。

(改正)

第 16 条

本細則の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

本細則は令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

本規程は一部改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。